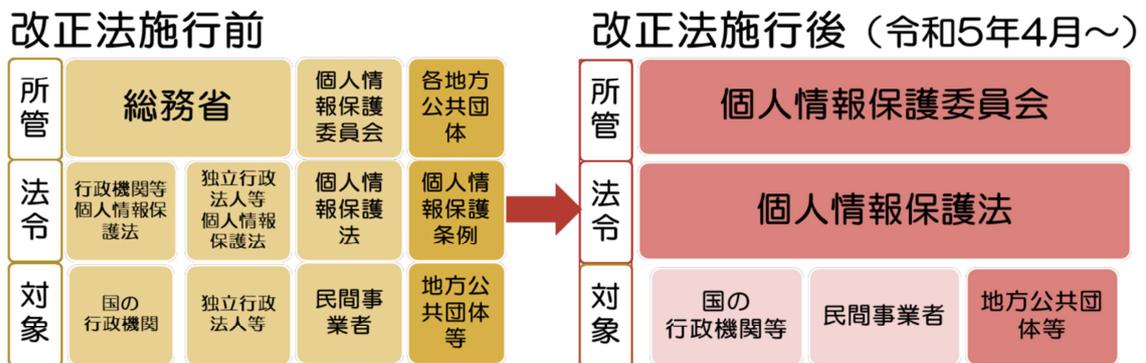


笠間市個人情報保護法施行条例の制定について

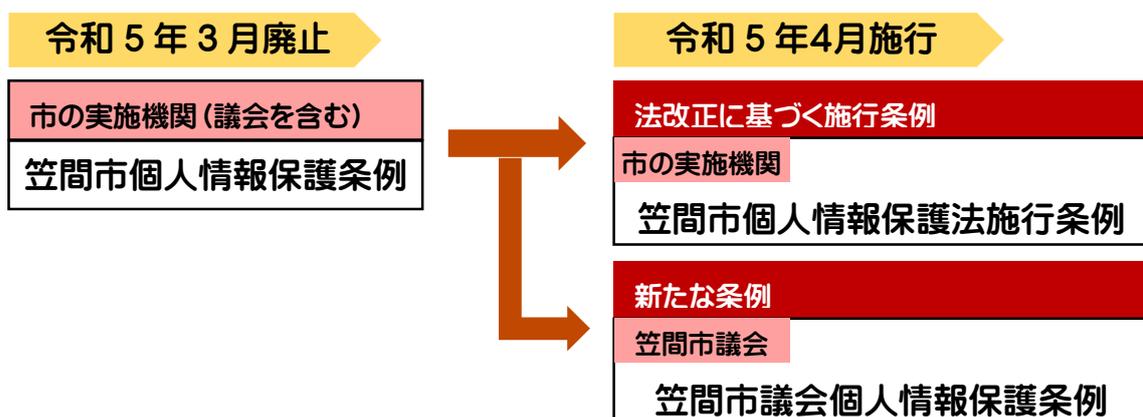
1 条例制定の背景

これまで個人情報の保護については、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者等がそれぞれの機関を対象とする法律や条例等により、その取扱いを規定していましたが、デジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、機関ごとの規定の相違によるデータ流通の支障などから、令和3年5月に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。あわせて「個人情報の保護に関する法律」いわゆる個人情報保護法が改正され、これまで別々であった個人情報の取扱いに関する規定が一本化されることになり、令和5年4月1日からは、改正法の規定が全国共通ルールとして適用されることとなりました。



2 条例制定の理由

令和5年4月から改正法の規定が地方公共団体等にも直接適用されることから、現在の「笠間市個人情報保護条例」を令和5年3月末で廃止し、改正法を施行するために必要な事項等を定める「笠間市個人情報保護法施行条例」を制定します。また、改正法では適用を受ける市の機関から議会が除かれています。



3 改正法が適用され、取り扱いが変更となる主な事項

改正法の適用内容	現行条例からの変更点
<p>①個人情報ファイル簿の作成・公表（改正法第 75 条）</p> <p>市の実施機関がどのような個人情報を取扱っているかを公表する「個人情報ファイル簿」を作成することを定めている。</p>	<p>現行条例では「保有個人情報取扱事務の届出」を作成しており、請求があった場合は公表している。改正法施行後は「個人情報ファイル簿」に移行し、公表についてはホームページにより閲覧可能とする。</p>
<p>②開示請求権（改正法第 76 条）</p> <p>自己の個人情報の開示請求は、本人が行うことができ、また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又は本人の委任による代理人（委任代理人）が、本人に代わって開示請求を行うことができる。</p>	<p>現行条例では、個人情報の開示請求については、本人または、法定代理人のみが本人に代わって請求可能だが、改正法施行後は、本人の委任による代理人（委任代理人）も請求可能となる。</p>
<p>③行政機関等匿名加工情報の作成・提供（改正法第 109 条、第 110 条、第 111 条、附則第 7 条）</p> <p>行政機関等匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないようにした個人情報で、その情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの。行政機関が匿名加工情報を民間の研究機関等に提供することにより、より利便性の高い商品やサービス開発に役立てられることが期待されている。</p>	<p>改正法では、行政機関等匿名加工情報の利用に関する規定については、都道府県及び政令指定都市は義務化されているのに対し、市区町村は努力義務とされている。導入に当たっては、先行して導入される県等の運用状況や民間事業者のニーズの状況を確認しながら、その運用方法を検討する必要があるため、令和 5 年 4 月の条例施行時の導入は見送る。</p>
<p>④開示決定等の期限（改正法第 83 条）</p> <p>保有個人情報の開示請求があった日の翌日から起算し、開示決定まで 30 日以内、延長する場合は、請求のあった翌日から起算し、最大で 60 日間と規定されているが、開示決定までの期限をより短い期限とする場合に、条例に規定を定めることができる。</p>	<p>現行条例では、保有個人情報の開示請求のあった日の翌日から起算し、開示決定まで 14 日以内（土日を除く）とし、延長する場合は、請求のあった日から開示決定まで最大で 30 日（土日を除く）としているが、改正法のとおり、開示請求があった日の翌日から起算し、開示決定まで 30 日以内、延長する場合は、請求のあった翌日から起算し、最大で 60 日間とする。ただしサービスの低下を防ぐことから、運用内規において、従前どおり受理日の翌日から 14 日以内（土日を除く）の開示に努めることを定める。</p>